

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称
水と緑のふるさとぎょうだ再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称
行田市

3. 地域再生計画の区域
行田市の全域

4. 地域再生計画の目標

行田市は、埼玉県の北東部に位置し、北の利根川、南の荒川に挟まれた肥沃な土地が広がる水と緑に恵まれた田園都市である。平成18年1月1日には南河原村と合併し、人口88,786人(平成18年1月1日)、面積67.37平方キロメートルを有する新行田市が誕生した。

行田市は、埼玉県名発祥の地ともいわれ、古代から北埼玉地方の中心として開け、国宝「金錯銘鉄剣」の出土で名高い「さきたま古墳群」や、石田三成の水攻めにも落城せず「浮き城」と呼ばれた忍藩十万石の「忍城址」とその外堀を活用した「水城公園」、さらに市の廃棄物処理施設の建設の際に工事現場から出土した1400年から3000年前の種子が自然発芽した古代蓮をはじめ41種類の花蓮が咲く「古代蓮の里」など市民の憩いの場として、また市外からも多くの観光客が訪れる観光拠点として、水と緑豊かな公園施設があり、古代のロマンと歴史が息づくまちである。

また、かつて「足袋の行田か、行田の足袋か」といわれるほど足袋の生産が盛んで、最盛期の昭和13年には全国生産の80%を占めるに至ったが、その後の衣料の変遷により、依然として繊維産業が盛んであるとは言え、現在はその規模を縮小している状況にある。

市内には、利根川・荒川水系の河川が数多く流れ、こうした河川からの取水を農業用水としても利用しており、こうした河川や用水路は市街地周辺の水田とともにのどかな田園風景を作りだしている。また、利根川ではウィンドサーフィンなどの水上スポーツが盛んに行われているが、利根大堰からの取水は、農業用水として下流地域に供給されるとともに、市内を縦断する武蔵水路から荒川を経て、都市用水として県内だけでなく東京都へも送られている。市では、5つの河川で水質調査を行なっているが、各河川のBOD濃度は、近年改善傾向にあるものの依然として環境基準値を超えている状況にあり、水環境を守ることは市内のみならず、下流地域の環境保全にも影響を及ぼすものであるといえる。水質汚濁の発生源としては、規制の進んでいる事業排水よりも生活排水の比率が高く、県内全体では7割以上を占めている。

市では、これまでも住宅が密集する市街地においては公共下水道事業を、それ以外の地域では浄化槽整備事業(個人設置型)を促進して、生活排水による水環境への負荷減少に取り組んでいる。公共下水道事業については、旧行田市区域では昭和25年に合流式の単独公共下水道事業に着手しており、荒川左岸流域下水道事業発足後は、流域関連下水道として整備を進めているが、普及率は平成16年度末で53.22%と低迷している。一方、旧南河原村区域では公共下水道整備は実施していない(新行田市普及率50.69%)。また、浄化槽整備については、旧行田市区域、旧南河原村区域いずれも平成3年から合併浄化槽設置補助事業を実施し普

及に努めているが、普及率は旧行田市で16.19%、旧南河原村で34.44%となっている(新行田市普及率17.05%)。

そのため、本計画に基づく交付金を活用して污水处理施設を整備し、生活排水による環境負荷を軽減するとともに、平成16年3月に策定した「行田市環境基本計画」に基づく各種施策等を、本市の大切な観光資源であり、同時に市民の憩いの場となっている歴史・文化遺産とも連携させる形で一体的に進めることにより、『先人から受け継いだ美しい田園風景と歴史的遺産を囲む豊かな自然環境を人々の生活との調和を図りながら守り育てるまち』の実現を図ろうとするものである。

(目標1) 污水处理施設の整備促進

交付金以外の公共下水道整備など本計画以外の取組みとも併せて、市全体の污水处理人口普及率を平成16年度末の67.75%から71.51%に向上させる。

(目標2) 污水处理施設の整備による河川水質の改善

市西部から中心市街地を通過し南部へと流れる忍川のBOD濃度を平成16年度末の5.1mg/ から環境基準値(C類型: 5mg/)以下の4.9mg/ に改善する。

5. 目標を達成するために必要な事業

5-1 全体の概要

污水处理施設整備交付金を活用して、公共下水道の整備及び浄化槽(個人設置型)の設置に対する補助を行い、地域ごとの実情に応じた污水处理による効果的な自然・生活環境の改善を図る。加えて、市民や事業者との協働により本市の資源である水と緑を守り育てていくための様々な取組を積極的に進めるものである。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行なう事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

公共下水道については、荒川左岸北部流域下水道の関連公共下水道として位置付けられている。交付金を活用して整備する区域は、市内中心部に位置し、昭和30年代に整備が完了した合流区域に隣接しているが、分流区域においては最上流部に位置するためにこれまで整備が進まなかった区域であり、すでに人口の集積があるため普及率の向上につながる箇所である。

一方、認可済区域以外の区域については、浄化槽(個人設置型)の設置に対する補助を行ってきており、交付金によりこれを継続するものである。

また、対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成15年8月に事業計画変更認可

[事業主体]

・いずれも行田市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道 行田市矢場地区(元荒川第6処理分区の一部)
・浄化槽(個人設置型) 行田市流域関連公共下水道認可区域以外の区域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成18年度～22年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成18年度～22年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 管渠 200mm L = 1,440m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 500基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

公共下水道 矢場地区で1,040人

浄化槽（個人設置型）で1,900人

[事業費]

- | | | |
|--------------|---------|------------|
| ・ 公共下水道 | 事業費 | 244,000千円 |
| | （うち、交付金 | 122,000千円） |
| | 単独事業費 | 163,360千円 |
| ・ 浄化槽（個人設置型） | 事業費 | 194,100千円 |
| | （うち、交付金 | 64,700千円） |
| ・ 合計 | 事業費 | 438,100千円 |
| | （うち、交付金 | 186,700千円） |
| | 単独事業費 | 163,360千円 |

5 - 3 その他の事業

基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組みとして、本市では、行田市環境基本計画に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする第1次実行計画を定めており、環境を保全していくことの大切さを知っていただき、污水处理施設の普及促進を図るためにも、「自然と文化の調和する環境」、「循環型生活」、「環境活動の充実」という市が目指す3つの重点目標に向け、市民や事業者とも連携した各種の施策を行っている。

・ エコネットワーク設置事業

平成18年度にエコネットワークを組織し、環境基本計画実行計画に掲げられた水環境や生態系の保全・再生、清掃活動などを、市民や事業者との協働により進めることとしている。

・ 水質測定事業

環境基本法に定められる水質の環境基準について、市内の主要5河川において水質調査を実施し、経年変化の比較などにより河川環境の保全に努めている。また、工場排水による河川の低質調査や、事業所活動による地下水汚染の調査なども実施しており、市内の水環境改善に向けた課題把握のために活用している。

・ 出前講座による環境啓発事業

市の取組や身近な生活のこと、社会問題などについて、市民団体からの申込みにより、市の職員が講師となり「まちづくり出前講座」を行っている。49のメニューには、環境問題に関することや下水道事業の仕組みに関する講座もあり、市民の環境意識の啓発に努めている。

- ・小中学校での環境教育
市内小中学校では、学校ビオトープの設置による自然観察などの体験学習や、生徒が鮭を卵から飼育して利根川に放流するといった取組み、さらに平地では飼育が難しいとされるゲンジボタルの羽化への挑戦などが行われており、地域の自然や生き物と触れ合うことを通じて環境を保全していくことの大切さを学んでいる。
- ・浮島ビオトープ設置事業
NPOが中心となり、行田市総合公園内にビオトープ(生物生息空間)として浮島を作り、湖沼の水質浄化や水辺の自然再生などを図ることをねらいとして、平成17年度から実施している。浮島の素材として間伐材の利用を予定し、学校や商工会議所などとの協働により進めるものである。
- ・ホタルの育成事業
古代蓮の里において、地下水を汲み上げた水路を整備し、市の呼びかけにより組織された市民ボランティアによる「古代蓮の里ホタルの会」がヘイケボタルの幼虫500匹を飼育し放流する事業を実施している。その結果、古代蓮の開花時期とも重なる夏の夜にホタルの光が舞い、幻想的な世界が繰り広げられた。水環境に関する改善成果としても今後継続して取り組んでいくこととしている。
- ・ホテイアオイ育成事業
現在は水城公園となっているかつての忍城外堀だった大沼の東にある「あおいの池」に、市内の足袋製造事業者が育てたホテイアオイ2万株を地元小学生が投げ入れ、市民や観光客の目を楽しませるとともに、その旺盛な成長・繁殖を汚泥の発生抑制など水質浄化にも活かしている。

6. 計画期間

平成18年度～22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、行田市において、各年度における個別事業の進捗管理を徹底するとともに、計画期間終了時に必要な調査を実施し成果の把握・検証を行い公表する。また、必要に応じて関係部署による会議等を設置し、関連事業を含む進捗状況や目標の達成度から計画全般の総合的な評価を実施し、その後の事業のあり方を検討する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事業

該当なし